

事 務 連 絡
平成19年 6 月 22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(エチオピア産コーヒー豆及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、エチオピア産コーヒー豆において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品
エチオピア産コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目
残留農薬（アトラジンを含む。）

(違反事例)

1. 品 名：生鮮コーヒー豆
2. 生産国：エチオピア
3. 検査結果：アトラジン 0.07ppm（基準値：0.01ppm）
4. 検 疫 所：神戸検疫所食品監視第二課（届出受付番号：第67005117670号1欄）
5. 輸 入 者：三菱商事株式会社